

# 健康福祉委員会資料

## (病院局関係)

### 1 令和元年度第3回定例会提出予定議案の説明

- (7) 議案第 75号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する  
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

資料1 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要

資料2 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧  
対照表

病院局

令和元年6月5日

## 令和元年第3回定例会 議案第75号関係資料 「地方公務員法及び地方自治法の一部改正の概要」

## 1. 地方公務員法及び地方自治法の一部改正の内容

## (1) 目的

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の非常勤職員である会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

## (2) 地方公務員法の一部改正【適正な任用等を確保】

## ア 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

- ① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。
- ② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

## イ 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化する。

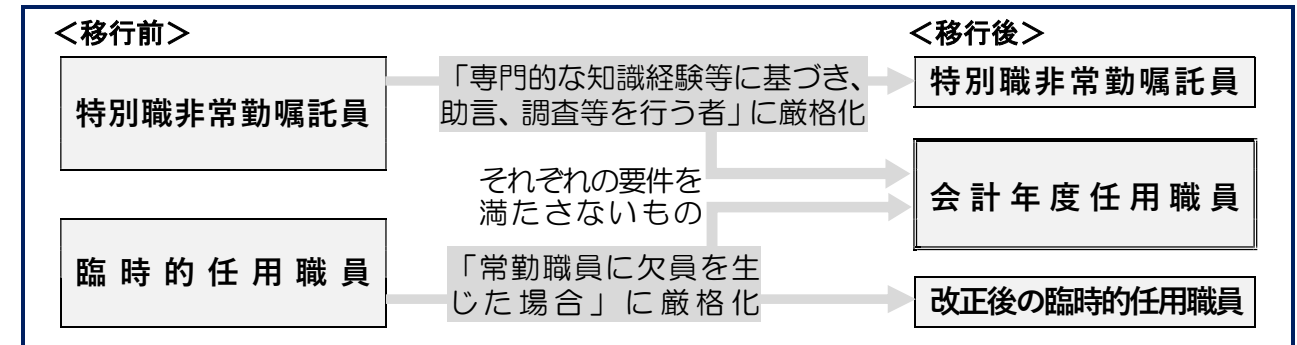
## (3) 地方自治法の一部改正【会計年度任用職員に対する給付を規定】

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

## (4) 施行期日

令和2年4月1日

## 2. 法改正に伴う制度移行のイメージ



## 3. 会計年度任用職員とは

(1) 会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職を占める一般職の非常勤の職員をいう。

(2) 勤務時間に応じて次のとおり区分される。

## ア フルタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間であるもの

## イ パートタイム会計年度任用職員

1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるもの

## 4. 改正後の臨時的任用職員とは

(1) 臨時的任用職員とは、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時に任用される一般職の常勤の職員をいう。

(2) 勤務時間について常勤職員と同じフルタイムで任用され、常勤職員が行うべき業務に従事するとともに、給料、旅費及び手当が支給されることとなる。

(3) 給料等の水準については、常勤職員の給料と同様に、新地方公務員法第24条に規定する職務給の原則等の趣旨を踏まえ、職務の内容と責任に応じて適切に決定することが必要となる。

## 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>	<p>○川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 昭和32年11月20日条例第32号</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、川崎市公営企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。</p>
<p>(給与の種類)</p>	<p>(給与の種類)</p>
<p>第2条 <u>川崎市公営企業職員</u>のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）<u>（以下これらの者を「職員」という。）</u>の給与は、給料及び手当とする。</p>	<p>第2条 <u>職員</u>のうち常時勤務を要する職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</p>
<p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。 <u>（非常勤職員の給与）</u></p>	<p>2 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当とする。 <u>（臨時職員等の給与）</u></p>
<p>第15条 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与は、給料及び手当とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>2 <u>前項に規定する手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>3 <u>第3条、第3条の2、第4条の2、第4条の4、第5条から第9条まで、第10条、第12条及び第14条の4の規定は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第12条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間を超えない範囲内」とあるのは「当該職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>超えない範囲内」と、第14条の4中「期末手当及び勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 非常勤職員（短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除く。）の給与については、<u>職員及び会計年度任用職員</u>との権衡を考慮して支給する。 （支給額及び支給方法）</p> <p>第16条 <u>川崎市公営企業職員</u>の給与の額及び支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）、任期付職員条例、任期付研究員条例及び<u>川崎市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年川崎市条例第 号）</u>に規定する職員の給与並びに企業の特異性と実態を考慮して管理者が定める。</p>	<p><u>臨時職員及び非常勤職員</u>（短時間勤務職員を除く。）の給与については、<u>常勤の職員及び短時間勤務職員</u>との権衡を考慮して支給する。 （支給額及び支給方法）</p> <p>第16条 <u>職員</u>の給与の額及び支給方法は、川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）、任期付職員条例及び<u>任期付研究員条例</u>に規定する職員の給与並びに企業の特異性と実態を考慮して管理者が定める。</p>